

# 本庁舎耐震改修基本構想策定業務プロポーザル実施要領

## I 基本事項

### 1 趣旨等

この要領は、本庁舎耐震改修基本構想策定業務（以下「業務」という。）について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

### 2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者を選定する。

### 3 業務の概要

#### (1) 業務の名称

本庁舎耐震改修基本構想策定業務

#### (2) 業務の目的

本市では、市役所本庁舎が昭和 39 年度に建設されたものであり、現行の耐震基準を満たしていないことから、今後の本庁舎の耐震対策について検討をしてきた結果、現本庁舎を耐震改修する方向性別紙 5 を示した。

本業務においてはその方向性を基に基本構想を策定することを目的とする。

#### (3) 業務の内容

別紙 1 「本庁舎耐震改修基本構想策定業務特記仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

#### (5) 業務委託料（予定価格）

本業務の委託料は 6,250,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）以内とする。

#### (6) 低入札調査基準価格

低入札調査基準価格を設定するものとし、業務受託候補者となるべき者の見積額が調査基準価格を下回る場合には、業務受託候補者の決定を保留し、小矢部市低入札価格調査基準に基づき審査を行い、業務受託候補者を決定する。

#### 4 発注者及び事業担当課

(1) 発注者

小矢部市

(2) 事業担当課

小矢部市総務部財政課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

電話番号 0766-67-1760 (内線 225)

FAX 番号 0766-68-2171

電子メール [zaisei@city.oyabe.lg.jp](mailto:zaisei@city.oyabe.lg.jp)

#### 5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、小矢部市契約規則（昭和 48 年小矢部市規則第 8 号）第 20 条第 2 項に規定する指名競争入札の参加資格名簿に登載されている者であること。
- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (4) 小矢部市内に主たる営業所を有する者又は準市内業者に認定された者であること。
- (5) 小矢部市建設工事等指名停止要領第 3 条第 1 項の規定に基づき指名停止されていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 小矢部市暴力団排除条例（平成 24 年小矢部市条例第 1 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (10) 過去において、公共建築物の建築設計の実績を有すること。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	6月4日(月)【市ホームページに掲載】
参加表明書の提出期限	6月14日(木)午後5時まで
質問書の提出期間	6月14日(木)午後5時まで
質問書への回答期限	6月20日(水)午後5時までに全者に回答(電子メール)及び市ホームページに掲載
参加資格要件確認結果通知期限	6月18日(月)
辞退届の提出期限	6月25日(月)午後5時まで
企画提案書等の提出期間	7月4日(水)午後5時まで
プレゼン・ヒアリング	7月12日(木)(予定)
審査結果通知	7月18日(水)(予定)
契約	7月下旬(予定)

## 7 実施要領の取得

- (1) 取得方法 実施要領は小矢部市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
- (2) 取得期間 平成30年6月4日(月)から7月4日(水)まで
- (3) URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

## II 審査・選定等

### 1 選定の方法

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査(総合評価)を行い、業務受託候補者1者を選定する。

### 2 質問及び回答

質問は質問書(様式1)により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出期間  
平成30年6月4日(月)から6月14日(木)午後5時まで
- (2) 質問書の提出場所  
事業担当課：小矢部市総務部財政課
- (3) 質問書の提出方法  
質問書を作成し、電子メールまたはFAXで提出すること。
- (4) 質問書の回答  
質問に対する回答は、平成30年6月20日(水)までに電子メールでの送信及び小矢部市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

### 3 参加表明書の提出

#### (1) 提出書類

参加表明書（様式2）及び参加資格誓約書（様式3）

#### (2) 提出期限

平成30年6月14日（木）午後5時必着

#### (3) 提出場所

事業担当課：小矢部市総務部財政課

#### (4) 提出方法

持参により提出すること。

### 4 参加辞退届の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退書（様式4）を提出すること。

#### (1) 提出期限

平成30年6月25日（月）午後5時必着

#### (2) 提出場所

事業担当課：小矢部市総務部財政課

#### (3) 提出方法

持参により提出すること。

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

**別紙2**「企画提案書等の作成に係る留意事項」を参考にに基づき、企画提案書等を提出すること。提出部数は次のとおりとする。

ア 様式5 1部

イ 様式6から様式14まで 7部

ウ 見積書（様式15）及び内訳書（任意様式） 1部

#### (2) 提出期間

平成30年6月18日（月）から7月4日（水）午後5時まで

#### (3) 提出場所

事業担当課：小矢部市総務部財政課

#### (4) 提出方法

持参により提出すること。

#### (5) 再提出等

提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めない。

### 6 業務受託候補者の選定

#### (1) 選定組織

業務受託候補者の選定は、5名の委員で組織する「本庁舎耐震改修基本構想策定業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

- (2) **別紙7**「企画提案評価項目表（評価基準）」での配点により評価する。（総合評価）

## 7 企画提案書等の審査

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査

ア プレゼンテーションの時間は25分以内（説明15分、質疑応答10分）の予定で実施する。

イ 企画提案書の説明やプレゼンテーションは、プロジェクター等の使用により行う。プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、その他PCや必要な機器については、各事業者で準備する。

ウ 提出書類以外の追加資料の提出は認めない。

エ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

オ プレゼンテーションの実施場所、日時等については、別途通知する。

カ プレゼンテーションの出席者は4名までとする。

- (2) 評価基準

**別紙7**「企画提案評価項目表（評価基準）」での配点、プレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価する。

- (3) 結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## III その他

### 1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他選定委員会が本要領に違反すると認めるとき。

### 2 業務の契約

- (1) 契約

ア 契約手続きは、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8号）の定めによるものとする。

イ 小矢部市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

- (2) 契約書 小矢部市契約規則の規定に定めるところによる。

- (3) 契約内容 契約書、仕様書、企画提案書等に基づき決定する。

### 3 留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は小矢部市情報公開条例（平成12年小矢部市条例第30号）の規定により、企画提案書等の情報公開請求があった場合は、非公開情報を除き、原則公開する。公開することにより、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報（事業等のノウハウ等）については、非公開となる。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は小矢部市に帰属する。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

### 4 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。

### 5 添付資料

- (1) 本庁舎耐震改修基本構想策定業務特記仕様書 別紙1
- (2) 建築設計業務委託共通仕様書 別紙2
- (3) 企画提案書等の作成に係る留意事項 別紙3
- (4) 許容される表現と許容されない表現の具体例 別紙4
- (5) 本庁舎耐震対策の方向性について 別紙5
- (6) 本庁舎耐震対策に関する報告書 別紙6
- (7) 質問書（様式1）
- (8) 参加表明書（様式2）
- (9) 参加資格誓約書（様式3）
- (10) 参加辞退書（様式4）
- (11) 企画提案提出書（様式5）
- (12) 会社概要書（様式6）
- (13) 耐震改修設計実績書（様式7）
- (14) 協力事業所会社概要書（様式8）
- (15) 協力事業所耐震改修設計実績書（様式9）
- (16) 主任技術者調書（様式10）
- (17) まちづくり・周辺環境の調和について（様式11）
- (18) 本市が示した方向性について（様式12）
- (19) 求める機能の充実について（様式13）
- (20) 実施体制について（様式14）

(21) 見積書（様式 15）

(22) 企画提案評価項目表（評価基準） 別紙 7

## 6 提供資料

参加表明書を提出された事業者には、次の調査結果に関する資料を電子データ（PDF 形式、CD-R に格納）で提供する。

(1) 平成 9 年耐震診断実施資料

(2) 平成 25 年土質調査業務資料

(3) 平成 26 年度コア抜き調査業務資料

(4) 平成 27 年度庁舎耐震診断報告書確認業務資料